

「こども未来戦略」を踏まえた高等教育の修学支援新制度における 学業要件等の見直しに関する質問への回答

令和6年5月15日
一般社団法人日本私立大学連盟

高等教育の修学支援新制度における学業要件について、6つの質問項目に対し、下記の通り私大連の考えを提示します。なお、大部になるため、取組み事例を主とする4及び5の質問項目に関しては別添として提出します。

【1. 入学時の学力・資質要件の確認方法について】

- 現在の学力・資質要件の確認方法は、高校在学時の成績だけで否定的な判断をせず、高校等が、レポートの提出や面談等により、本人の学修意欲や進学目的等を確認し、大学等への進学後は、その学修状況について厳しい要件を課し、これに満たない場合には支援を打ち切るとしているが、これらの考えを引き続き、継続するべきか。

<意見>

概ね妥当な方針であると判断する。ただし、GPA や出席率、標準修得単位数といった要件に係る「厳しさ」の捉え方は各大学によって異なり、また学部や教育プログラム、評価方法等によっても様々である。価値判断を含む「厳しい」という形容詞ではなく、「一定の要件」というニュートラルな表現に変更し、「一定の要件」が求めているものやその妥当性について、生徒及び学生、あるいは社会に対して教育的かつ丁寧に説明すべきと考える。

【2. 進学後の学修状況等に関する要件について】

- 現在の支援対象者の要件（大学等進学後の学修状況等に関する要件（以下、「学業要件」という。))として、「廃止」「警告」の要件を引き続き、継続するべきか、あるいは何らかの見直しを図るべきか。
特に、現在の3つの要件である、「修得した単位数の割合」、「授業への出席率」、「GPA等の成績評価」それぞれの基準についてどのように考えるか。

<意見>

(1) 修得した単位数の割合

重要な客観的要件であるが、学業上の問題が深刻かつ本人の学修意欲が乏しい場合は、修得単位数が少なく、かつ GPA が下位となることから、「①修得した単位数の合計数が標準単位数の6割以下であること」かつ「②GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること」に該当する場合に警告対象とするのであれば、実態に合致すると考える。

(2) 授業への出席率

実情に合っていないように思われる。大規模講義科目、演習・実習科目、遠隔（オンライン）科目など教育方法が多様化する現在の大学において、すべての科目で、出席率を一律の基準で測定している大学は少ないのではないか。そのため、認定基準としての客観的信頼性は他の2要件よりもかなり低く、学修意欲の把握は修得単位数と GPA により十分に可能ではないかと思われる。

(3) GPA等の成績評価

- 参考資料 18 頁「適格認定（学業）の状況について（大学・R4 年度末）」の私立大学の項目を見ると、「警告」を受けた受給者の理由は、「GPA 下位 1/4」が 11.4%であるのに対して、「修得単位数 6 割以下」が 0.3%、「出席率 8 割以下等」が 1.9%となっており、「GPA 下位 1/4」が他の 2 要件の約 10 倍となっている。この結果を踏まえると、実効性を有する適格認定の基準としては「GPA 下位 1/4」だけで十分だと考えることができる。大学においては、GPA を活用した厳格な成績評価が定着し、奨学金の審査などにおいても GPA が最重要基準になっているため、大学の教育改革方針との整合性も高いと判断する。
- その上で、「警告」の要件である「②GPA 等が学部等における下位 4 分の 1 の範囲に属すること」は、他の要件（修得単位数、出席率）に比べて不均衡に厳しい。GPA 基準のみ未達の学生については、本人以外の学生の成績との相対評価による判定となるため、たとえ 2 回連続で該当したとしても、一概に本人の学修意欲が乏しいと判断することはできない。

上記「(1) 修得した単位数の割合」で回答した通り、学業上の問題が深刻かつ本人の学修意欲が乏しい場合は、修得単位数が少なく、かつ GPA が下位となることから、「①修得した単位数の合計数が標準単位数の 6 割以下であること」かつ「②GPA 等が学部等における下位 4 分の 1 の範囲に属すること」に該当する場合に警告対象とするのであれば、実態に合致すると考える。

(4) その他

- （制度全体）現行の学業要件では、中学生や高校生には複雑で、理解が困難であることが懸念されるため、「制度はできる限りシンプルなものにすべき」と考える。また、参考資料 20 頁「給付型奨学金に関するアンケート調査結果」の「『新制度』について、いつ頃に知りたかったですか」のアンケート質問に対して、高校段階と中学段階との回答が計 93%となっている。これを見ても、対象人数の拡大を目指す本制度の課題は、いかにして中学生や高校生にできるだけ早く正確な情報を提供し、豊かな資質を有する生徒の学習意欲を向上させるかという点にあると考える。
- （廃止要件）廃止要件「①修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと」は、留学等の積極的な理由で卒業が修業年限を超える場合であっても、支援が打ち切られるものと解される。学生の学修の在り方は多様化しており、学業と社会経験（地域おこし協力隊、留学、一定期間の就業）を取り混ぜ休学をはさんで卒業する場合など、積極的に評価すべき修学の仕方もある。休学期間中の「停止」はやむを得ないとしても、修業年限を超えることを一律に排除すべきではないと考える。
- （学業要件）学業要件が「警告」「停止」「廃止」の 3 段階になっていることは、教育的に妥当だと考えるが、「警告」「廃止」に比べると、「停止」は場合により再支援が可能となるなど定義と趣旨が曖昧である。適格認定要件を見直すのであれば、「停止」についても再考する必要があると思われる。

【3. 学業要件の特例について】

- その他、学業要件において、やむを得ない事由等がある場合には、「廃止」又は「警告」区分に該当しないこととしているが、これらの考えを引き続き、継続すべきか。

<意見>

- 「特例①（災害傷病、その他の事由のやむを得ない場合）」については、大規模な自然災害等の不可抗力により要件を満たすことができなくなった学生を救済するための適切な取扱いと考える。なお、上記【2. 進学後の学修状況等に関する要件について】で回答した通り、廃止要件「①修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと」については、修業年限を超えることを一

律に排除すべきではなく、例えば、特例①に「留学」を追記するなど、廃止要件①に該当しない場合の範囲を拡大すべきと考える。

- 「特例②の『教育課程の特性』」については、資格取得を主な目的とする学部等の教育課程において、その目的の達成が見込まれる場合はGPAを問わないことと理解するが、基本的には、この特例を必要としない適正なレベルとなるようカリキュラムや学生への指導などを見直すべきと考える。また、この特例は、本制度による支援対象者の要件として学修意欲の確認が行われていることや学修状況に厳しい要件が課されていること、機関要件として学問追究と実践的教育のバランスが求められていることなどとの整合がとれていないように思われる。「資格等を十分に取得できる水準にあると見込まれる」ことの確認に大学等の恣意性が働く可能性も高いと思われるため、この要件は削除するか、または内容を見直す必要があると考える。

(質問項目4と5の大学事例等は別添で提示)

【6. 高等教育の修学支援新制度に関する御意見】

- その他、本制度に関する御意見

<意見>

(1) 国私間の学生に対する格差是正

修学支援新制度における私立大学の授業料減免額が約70万円上限とされているなど、国立大学と私立大学間の学生に対する格差を固定化させるスキームは見直すべきである。私立大学は「授業料」の他に、学生納付金として「施設設備費」「実験実習費」等を徴収している。これらは重要な教育研究の原資であるため、私立大学については、「施設設備費」「実験実習費」等を含めた授業料(約124万円)として早急に見直していただきたい。

(2) 所得中間層への一層の支援

本支援制度が導入されて以降、経済的理由による退学者の率が減少しているなどの効果が見られる。他方、所得基準でこの制度の対象にならない層との間の支援の落差が極めて大きいところに課題が残っていると認識している。修学支援新制度の開始に伴い、私立大学が実施する授業料減免制度に対する私立大学等経常費補助金(特別補助)が廃止され、所得中間層に対する国からの授業料への支援が廃止された。今般、多子世帯や理工農系学部の学生という条件を付した上で支援対象となる年収要件が引き上げられ、所得中間層の一部も支援を受けられることとなったが、より一層、所得中間層への支援を拡大すべきである。

(3) 支援対象の拡大

リカレント教育を推進するという政府の方針があるのであれば、社会人学生も対象としていることを明確にする制度設計をすることも検討いただきたい。例えば、大学院に比べると学士課程ではまだ実績は少ないが、長期履修制度利用学生に対する特例などを新設して、リスクリング教育のための就学を支援する姿勢を明示することも一案だと考える。

(4) 制度の周知と分かりやすい制度設計

- 報道等で周知される内容は「無償化」という表現が独り歩きし、経済支援を強調するものが散見されるため、希望者との認識の乖離が発生しているように感じる。学力・資質等の要件が含まれることを今以上に周知されることを望む。また、本制度を知らなかった学生が毎年散見される。中学・高校時代から、もっとこの制度の周知を進めるべきである。
- きめ細やかな経済支援を行っていただいた結果、予約・定期採用と家計急変採用、区分の新設等、制度が複雑になっているので、制度のシンプル化を検討いただきたい。

- 今後、検討会議で国の支援制度を包括的に検討してほしい。学生にとって、新制度の利用は、貸与奨学金（第一種・第二種）と密接に関連しており、切り離すことはできない。給付奨学金（新制度）の創設・拡大により、第一種と第二種の在り方を変更検討すべきである。複雑な仕組みにより学生・父母・大学が混乱している。また、新制度も貸与も、採用や継続の基準を一つにすることができればよりわかりやすい仕組みになる。

（５）事務負担への財政支援

修学支援新制度の導入にともなう大学側の事務的な負担は非常に大きく、特に特定時期の業務負荷が非常に大きくなるため、既存の人員では対応しきれず、業務委託なども導入している。近年、競争的研究費については間接経費が支援対象となっているので、この事業についても間接経費の支援をお願いしたい。

以 上

「こども未来戦略」を踏まえた高等教育の修学支援新制度における 学業要件等の見直しに関する質問への回答

令和6年5月15日
一般社団法人日本私立大学連盟

4と5の質問項目に関し下記の通り大学の取組み事例や実態等、その他として事務手続きの簡素化に向けた意見を提示します。

【4. 学校内での学修支援・生活支援について】

- 「廃止」となる学生については、年度末に面談（学部によっては保護者も同席する場合がある）の機会を設け、次年度の履修計画などについて相談を受けている。（A大学）
- 大学から「警告」を通知する際に今後の学修への取り組みについて注意喚起するとともに、所属学部でも面接で指導を行っている。また、特に本制度利用者のみを対象としたものではないが、学費の納期を一定期間延期する制度を設けているほか、日常の相談を受ける部署を設けている。（B大学）
- 「廃止」になった場合、貸与奨学金や学内奨学金を案内する。奨学生本人だけでなく、実際に学費を支払っている生計維持者である保護者からの相談も多い。（C大学）
- 学生相談室および障がい学生支援室を設置しており、カウンセラーや支援コーディネーターからの要請により奨学金担当部門から奨学金等経済支援の情報提供を行うことがある。また、障がい等による学生個人の特性により学修支援を受けている学生が奨学生である場合、カウンセラー等が大学に「やむを得ない事由」の申告を行うサポートを実施することがある。ただし、自ら相談室や支援室に支援を求めることの出来ない学生が一定数以上いることが想定され、課題点であると言える。（D大学）
- 適格認定（学業）の実施「前学期」の成績に基づき、このままでは「警告」や「廃止」相当になる学生に対し、学生本人および生計維持者にその状況を知らせている。また、適格認定（学業）実施の学期において、学業成績が好転し「警告」や「廃止」相当から改善できるよう、本学が設置する Student Success Program（SSP）を紹介し、学修の仕方をサポートしている。また、区分外になった学生であっても、生計維持者の年間収入400万円以下（その他所得57万円以下）の者については、大学独自の区分として、年間授業料の4分の1相当額を減免しており、廃止翌 Semester の本学独自基準適用者は2020～2022年度において約67%にのぼる（学業基準は問わない）。つまり、学業不振で廃止になった者の約3分の2の学生は独自制度によって経済的なサポートを行っている計算となる。区分外者へのサポート制度をもたない他大学においては、経済的な理由で退学・除籍となっているケースがより多くなる可能性もありうると予測する。（E大学）
- 「廃止」となった学生に対しての生活支援（経済的な支援）としては、大学独自の給付奨学金（JASSO 給付との併給は不可）を案内している。この奨学金の学業要件は、標準修得単位数のみ（GPA 基準はない）のため、JASSO 給付が GPA 基準で停止してしまった学生のうち、卒業に向けて単位修得はできている学生に給付される。支援額は JASSO 給付奨学金と比較するとかなり低額である。そのほか、JASSO 貸与奨学金や本学と提携をしている金融機関の教育ローンを各学生の状況に応じて案内している。また、各学部事務室に配置されているキャンパスソーシャルワーカーや学生相談室によって学修支援をしているが、「廃止」「警告」に該当した学生について

ては事情がそれぞれ異なるので、奨学金担当部署が中心になって関連部署へ繋ぐことまではしていない。もちろん、学生や保護者からの相談があれば関連部署を紹介する。(F大学)

- 廃止となった学生に対しては、一定の条件の下、父母会による給付奨学金を支給している。修業年限での卒業が可能で、JASSO 第二種貸与奨学金の採用単位数基準を充たしているというのが条件である。予期せぬ廃止(停止)により一時的な学資不足で修学継続が難しくなることを防ぐため、貸与奨学金の新規申込や増額等の対応を取る猶予を与える趣旨で行っている。(G大学)
- 学業要件により「廃止」や「警告」となった学生等に特化した大学独自の学修支援や生活支援は行っていない。学業要件により「廃止」「停止」となり奨学金の受給が止まった学生等は、成績が悪いため、大学独自の奨学金での採用や民間団体奨学金等への推薦が難しい。そのため、学費が払えないという相談があった場合は、金融機関の提携ローン等の案内をしている。また、一度休学・退学をし、学費を準備してから復学・再入学をするように案内したほうがよいケースもある。なお、「初年度初学期の授業出席状況が悪いなど、修学上の問題を抱えている学生」や、「単位修得状況が芳しくなく、標準修業年限での卒業が困難と思われる学生」に対しては、本制度利用の有無に限らず、学生・保護者等へ通知し、状況の確認や面談等を行っている。(H大学)

【5. 学生等の修学状況について】

(1) 中途退学した学生の傾向

- 低学年では転学(他大学へ編入)が多い傾向にあり、上級年次の場合は、学力不振の傾向があるが、学力不振の場合、理由は1つに限らず複合的な場合も多いと感じる。(A大学)
- 経済的困窮が解消せず、学費確保や家計を支えるための就労により学習時間が確保できず、成績不振に陥り、奨学金が停止した結果、修学意欲も低下し退学するという状況が見受けられる。(B大学)
- 廃止後に退学となった者の退学理由(「退学願」に本人が記載した理由)の割合は、以下のとおりである。「3. 経済的理由」に、廃止後「学費未納除籍」となった者の数を加えると、経済的理由による除籍の割合が最も多い。(D大学)
【退学理由】①学修意欲の喪失(単位修得困難等) [44%]、②進路変更(就職、他校等) [30%]、
③経済的理由 [19%]、④健康上の理由 [7%]
- 「廃止」後に退学となった学生は約300名(2020～2023年度)おり、その理由は以下のとおりである。なお、今回は休学については調査していないが、経済的理由による休学者も多いと想定している。窓口相談の実態としても、退学より休学に関する相談のほうが多い傾向にある。(E大学)
【除籍・退学理由】①学費等未納 [約20%]、②経済的理由 [約13%]、
③就学意思なし [約26%]、④他大学受験 [約16%]、⑤病気 [約10%]
- 「廃止」となった学生254名(2020～2022年度)の学籍異動を調べると、現時点でそのうち45名(17.7%)が退学(学費未納除籍含む)であった。まだ在学中の学生もいることから、さらに増加することが考えられる。退学理由(本人申告[選択])の事由を大きく分類すると以下の通りであった。学力不足やミスマッチ、そもそもの大学進学意思(学修意欲)が低いことに起因して、単位修得に問題が生じ、奨学金廃止となり、経済的困窮に至った結果、最終的な状況である「経済的理由」を退学の事由として申告してくることも少なくない。つまり、経済的理由14名と学力不足・学修意欲の低下20名の線引きは曖昧で、計34名の多くは成績不振によると考えるのが妥当である。最初の敷居が低く、学力・意欲の低い学生までも、安易に招き入れて

しまっている制度の課題だと見ることもできる。(D大学)

【退学理由】①経済的理由 [14名] ②学力不足・修学意欲の低下 [20名]

③身体・精神疾患等 [5名] ④その他 [6名] x

- 「廃止」となった学生等のうち、中途退学した学生等はあるが、特筆した傾向は確認できない。(H大学)

(2) GPA等が下位4分の1の範囲に連続して該当する学生の傾向

- 本人に起因することばかりではなく、やる気はあるが、病気のためにあまり授業に出られなかったという傾向も見られる。また、授業には出ているが、学力面で追いついていかないという傾向も見られる。(A大学)
- 中途退学の理由と同様に、学習時間の確保が困難な状況でないかと思われる。(B大学)
- 警告1年目の対象者のGPAの平均値より警告2年目(GPAによる)の対象者のGPAの平均値の方が低い傾向にある。本学では学修の仕方をサポートするSSP(Student Success Program)を設置しており、適格認定実施月の半年前に警告・廃止となりそうな学生に状況を通知するとともに、SSPへの相談を勧めるなど学業不振の打開策を講じている。しかしながら、結果的に2回連続して警告となってしまった学生については、残念ながら学修状況の改善にいたっていない。(E大学)
- 連続してGPA基準に未達であった学生のうち、修得単位数でも基準に満たない学生については、本人の学業意欲が乏しいと疑わざるを得ない。一方で、GPA基準のみ未達の学生については、本人以外の学生の成績との相対評価による判定となるため、たとえ2回連続で該当したとしても、一概に本人の学業意欲が乏しいと判断することはできない。なお、「警告」にあたる学生のほとんどは、GPA下位4分の1要件に抵触した学生である。(F大学)
- 学力不足やミスマッチ、そもそもの大学進学意思(修学意欲)が低い学生が多いことは、廃止と同じ傾向である。一方で、修学意欲はあり、一生懸命であるものの要領の悪い学生も一定数含まれていると感じている。GPAは高くないが、出席状況も悪くないような場合、修業年限での卒業に問題がないのに2回連続警告に該当してしまうと大学としても支援のしようがない。(G大学)
- とくに傾向は把握していないが、学生、保護者に話を聞くと、「単位さえ取得していれば止まることはないと思っていた」という意見を聞く機会があるため、制度の理解不足という傾向があるのかもしれない。(H大学)

(3) 特例に加え、やむを得ない事由等として何らかの斟酌をすべき余地があるケース

- 学生からの申請事例として、両親の離婚により学修に影響が出た、交際相手の妊娠により学修に影響が出た等があったが、いずれも、その事由が特例には当たらないとして、本学では認めなかった。ただ、近年は心の病を理由とした申請が増えており、「奨学金が継続されなかったことで、余計に病気が悪化した」等と言われかねないおそれがあるため、病歴はいつからか、いつから通院をしているか、等の事情を確認し、慎重に判断をしているところである。(A大学)
- 本人の傷病(テスト期間中の一時的なもの、持病を抱えているもの)や家族の介護によるものが見受けられた。(B大学)
- 本制度による授業料減免や奨学金だけでは十分とはいえず、学資を確保するためにアルバイトに時間を割く必要がある学生も多い。しかし、不足分の学資確保のためのアルバイトが「やむを得ない事情」に認められづらいことに矛盾を感じている。(C大学)
- 廃止後に「退学」や「学費未納除籍」となる者に次いで、「長期休学(1年以上)」になる者も一定数いる。こうした学生の傾向として「家庭環境が複雑」であることが挙げられる。親からDV

を受けるなどの理由で実家に頼れず学生自身が「独立生計者」となっているケースが事後的に確認されている。このような学生は、自活のためにアルバイト過多になった結果、学業要件に抵触し廃止や警告を受けることになる。「やむを得ない事由」として斟酌することで救済できる可能性もあるが、奨学生数が多く、多岐にわたる学業要件により廃止、警告、停止者が一定数以上発生する中において個々のケースに目配りすることは時間的にもマンパワー的にも困難であり、事情が判明するのは往々にして退学願等が提出された後のことになる。

同様に、「発達障がい」と思われるような特性により学修に困難を抱えているのに自分から支援を求める行動が出来ないために見過ごされているケースも一定数あるのではないかと考えられる。(D大学)

- ケースとしては、学生本人の病気や家族等の介護に起因する事例が多く出されている。病気の事由としては精神的なものに起因するケースが多く見られる。学業が不振になる状況が斟酌やむを得ない事由に起因すると客観的に証明できるものがなければ適用しないため、斟酌制度は、やむを得ない事由を抱える学生の学修環境を維持するための救済制度として機能していると考えている。ただ、重度の精神的課題のため病院にも行けない学生は、信憑書類としての診断書を得ることができないため、斟酌やむを得ない事例として適用できなかったケースもある。斟酌やむを得ない事由として申請した者の斟酌適用率は約 70 % (斟酌やむを得ない客観的信憑がなければそもそも斟酌を受け付けないため) となっている (2020 ~2023 年度)。(E大学)
- 2023 年度の適格認定 (学業) において、斟酌すべき事情があるとして判定を考慮した事例としては、うつ病などの精神的な不調が多数を占める。その他にも本人の持病悪化に伴う療養や親の介護による成績不振についても考慮の対象としている。(F大学)

【その他／事務手続き等に関する意見】

(1) 手続き・事務負担の軽減

①授業料減免の継続希望有無のネット入力項目について

令和6年度より、継続願の提出が不要となったが、新規出願時や在籍報告のネット申請の際に、授業料減免の希望有無の確認項目が設けられた。ネットでの入力項目が増えたことにより、誤入力による問い合わせや、事実確認に時間を要する(学校側が申請書で認否を確認すると決めていても、学生側の認識はそうではないことから、「希望しない」を選択した場合に明確な事由があるのか否かの確認が必要となる)ため、その項目も不要なのではないか。

②家計急変者に対する家計の適格認定期間(3か月ごと)について

本学の学費は半期ごとに納入することとなっている。授業料減免対象者には適格認定確認後に減免額を差し引いた納付用紙を学生に送付している。しかし、家計急変者に対する家計の適格認定が3か月ごとであるため、授業料の減免額を算出しようにも学期分の区分の決定が学費の納付期限には間に合わず、見込みで減免額を算出し納付用紙を送付している。そのため、見込みの区分と異なった場合、追納や返金が必要となっている。特に追納の場合、学生・保証人からすると見込みを立てていないこともあり、家計的には厳しい状況となる。また、これに係る学内の事務(個別の認定通知の対応、納付用紙の見込み計算や追納・返金対応)も煩雑で業務負担が大きくなる。3か月ごとの細切れの適格認定の時期について6か月間を2回でその後定期採用者とそろえる等ご検討いただきたい。

③授業料減免の交付申請

交付申請手続きにかかる事務的な負荷を軽減するため、現状の Excel シートによる提出で

はなくスカラ AC によりデータ作成できるようシステムの改修をご検討いただきたい。現状の交付申請は JASSO の提供するデータを根拠としているため、スカラ AC にある各奨学生の支援区分データ等を直接申請に使用出来れば申請上の誤りを効果的に防止できると考える。

④奨学金業務の更なる簡略化

修学支援新制度の大小さまざまな改正や、新たな制度（大学院の授業料後払い制度）の施行などにより JASSO 奨学金に係る業務負荷は年々高く、また複雑なものになっている。本学の場合、現員での業務遂行を補完することがどうしても必要になり、学外業者に一部業務を委託せざるを得ない状況となっているが、高額な委託費用の支出には限界があることから、業務を簡略化できるよう省令改正や制度改正をご検討いただきたい。

⑤在籍報告の方法

在籍報告において、今後支給の可能性がない学生（最高学年における適格認定（学業）において停止判定の学生等）は対象外としていただきたい。在籍報告は奨学生としての義務であることは承知しているが、既に支給の可能性がない学生は在籍報告を行わないことによって受ける不利益も現行制度下では実質的にはあまりない。そのような学生は一部であるものの督促の負担は多大にかかっている。

⑥給付奨学金の「廃止時」の「返還」手続き

- 現状の仕組みだと、廃止のうち特に「返還あり」に該当した場合に、学生・生計維持者が疲弊する（退学する可能性が高まるとともに家計として大きな負債を抱えてしまう）とともに、返還となった授業料部分をまるで債権回収者のように支払を求める大学側（財務部・奨学金担当部署）の負担は相当大きい。
- 給付奨学金と授業料等減免の継続手続きを一元化していただきたい。

以 上